

# 令和4年度 長野県地方薬事審議会

## 議 事 録

○ 開催日時 令和4年（2022年）7月25日 午後2時から午後4時まで

○ 場 所 ホテル国際21 1階「藤」

○ 出席委員

日野 寛明	委員（審議会会長）
神田 博仁	委員
飯塚 康彦	委員
齋藤 彦次郎	委員
伊藤 みほ子	委員
神澤 陸雄	委員
島 宏幸	委員
上條 栄規	委員
武藤 大輔	委員
小林 誠	委員
岩崎 恵子	委員

○ 事務局 長野県健康福祉部薬事管理課

発言者	内容
事務局 (薬事管理課長)	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年度長野県地方薬事審議会を開会いたします。</p> <p>私は本日の進行を務めます、長野県健康福祉部薬事管理課長の小池 裕司でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本来であれば、開会にあたり、福田健康福祉部長より挨拶を申し上げるところでございますが、ただいま新型コロナウイルス感染症に係る会議に対応しているため、大変申し訳ございませんが、後ほどご挨拶をさせていただければと思います。</p> <p>それでは会議成立のご報告をさせていただきます。</p> <p>本日は12名の委員のうち11名の委員の皆様にご出席をいただいております。</p> <p>長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、定足数である過半数を満たしており、会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の資料ですけれども、資料は5種類、参考資料が2種類となっております。</p> <p>資料1 制度の概要について  資料2 認定基準  資料3 長野県における認定状況  資料4 審議事項  資料5 薬剤師の確保育成について  参考資料として認定基準適合表  参考資料2として厚生労働省からの通知  以上でございます。</p> <p>資料の方よろしいでしょうか。</p> <p>それでは皆さんよろしいということで、本日の会議でございますが、前回の開催より約1年が経過したこと、また、今回初めてご出席いただきます委員もいらっしゃいますので、改めまして、委員の皆様をご紹介させていただければと思います。</p> <p>恐れ入りますが、私の方からお名前を呼ばさせていただきますので、その場でご起立いただき、一礼いただくようお願いできればと思います。</p> <p>最初に長野県地方薬事審議会会長であります、  一般社団法人長野県薬剤師会会長 日野 寛明 委員です。  信州大学医学部附属病院 神田 博仁 委員です。  一般社団法人長野県医師会副会長 飯塚 康彦 委員です。  一般社団法人長野県歯科医師会常務理事 齋藤 彦次郎 委員です。  公益社団法人長野県看護協会常務理事 伊藤 みほ子 委員です。  長野県消費者団体連絡協議会副会長 岩崎 恵子 委員です。  長野県製薬協会会長 神澤 陸雄 委員です。  長野県医薬品卸協同組合理事長 島 宏幸 委員です。  長野県医療機器販売業協会会長 上條 栄規 委員です。  一般社団法人長野県介護支援専門員協会副会長 武藤 大輔 委員です。  公益社団法人長野県介護福祉士会副会長 小林 誠 委員です。</p> <p>なお、公益社団法人長野県栄養士会副会長 馬島 園子 委員におかれましては、本日、都合によりご欠席と連絡をいただいております。</p> <p>それではこれより議事に入りますが、議長につきましては、長野県地方薬事審議会運営要綱第5条の規定により、会長が務めることになっておりますので、日野会長に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、この審議会は公開を原則としております。</p> <p>本日は非公開とすべき個別案件がございませんので、公開で開催することといたします。</p> <p>審議会終了後には、議事録を公開させていただきますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>また、ご発言をいただく際には、お手数でございますが、挙手の上、ご発言</p>

発言者	内容
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>いただきますようお願いいたします。  それでは日野会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>改めまして審議会会長の日野でございます。  委員の皆様にはお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。  新型コロナウイルス感染症第7波ということでございますけれども、皆様方にはそれぞれのお立場で県民のためにご尽力いただいております、ご苦労様でございます。</p> <p>それでは審議会の議事を円滑に進行してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。  それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。  次第をご覧ください。  まず(1)認定薬局制度ということでございますけれども、アの制度の概要、イの認定基準、ウの長野県における認定状況につきまして、関連してございますので、一括で事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局を務めます、薬事管理課の岡本と申します。  よろしくお願いいたします。  すみません、先ほど準備等がうまくいかず、開始時間が遅れてしまいました。申し訳ありませんでした。  それでは説明させていただきます。  資料1をお願いします。  まず、改めてになりますが、認定薬局制度について説明させていただきます。制度の概要についてです。  2ページをお願いします。  認定薬局制度につきましては、「令和元年の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、以下「医薬品医療機器等法」と言いますが、この改正により新たに始まった制度です。  この医薬品医療機器等法の改正の概要になりますが、大きく分けて四つの項目となっております。  資料にある大きい1、2、3、4、そちらの項目となっております。  この中で、「2 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師、薬局のあり方の見直し」の一つとして、2の(2)の部分になりますが、認定薬局制度が導入されました。  なお、この医薬品医療機器等法の改正ですが、一番下、施行期日が記載されていますけれども、それぞれに施行期日が定められており、認定薬局制度につきましては、令和3年8月1日から施行されております。  3ページ目をお願いします。  認定薬局には二つの種類があります。  一つは入退院時の情報連携や在宅医療に一元的、継続的に対応できる薬局、「地域連携薬局」と、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局、「専門医療機関連携薬局」があります。  なお、この認定については後ほど話しますが、基準があり、それに適合した上で、都道府県知事が認定することになっております。  また、この認定につきましては、1年ごとに更新していく必要がございます。次のページをお願いします。  認定薬局の役割についてです。  地域連携薬局では、患者さんが外来を受診した際に薬局に来るだけというような関わりではなく、在宅医療や患者さんが入院、退院されるときにも積極的に薬に関する部分も含めて関わっていき、患者さんが薬について安心できる状況にしようというものです。  二つ目には、これは言葉のとおりになりますが、他の医療提供施設、ここでは他の診療所や、患者さんが高齢の方などであれば老人福祉施設などが主に想定されていると思うのですが、その医療従事者の方とできるだけ連携できる体制というものを構築してくださいということです。  加えて、周りの薬局のことも確認しながら、助け合いながらやっていく、業</p>

発言者	内容
	<p>務を支えるような取り組みもしてくれれば、より住みなれた地域で患者さんが安心して薬が使用できるようになるというもの、これが地域連携薬局の役割として期待されているものです。</p> <p>専門医療機関連携薬局につきましては、現在、専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するための疾病として、これは厚生労働省令で定められており、定められた疾病は「がん」になりますが、求められる役割としては、がん拠点病院などと連携し、より高度で専門性が求められる特殊な業務に対応できるようにすることが期待されております。</p> <p>また、こちらにつきましても、先の地域連携薬局と同じように他の薬局を支えるような業務の役割も期待されております。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>認定薬局には、それぞれで基準が設けられております。</p> <p>細かい認定基準につきましては資料2で説明させていただきますが、ここでは認定基準の考え方について、少しだけお話させていただきます。</p> <p>そちらに示してありますとおり、大きく分けて5つの視点で基準が設けられております。</p> <p>一つ目は、患者さんが安心して相談しやすい体制、プライバシーへの配慮やバリアフリーへの配慮といった構造設備の基準です。</p> <p>二つ目につきましては、他の医療提供施設との連携体制、顔の見える関係作りができてきているかです。</p> <p>例えば地域包括ケアシステムに係る会議への参加や、情報提供を行うことにより、情報共有がきちんと行われているか、それらの実績が求められることとなります。</p> <p>三つ目ですが、いつでも相談、調剤できる体制として、時間外や休日夜間の対応、麻薬や無菌調剤といった特殊な調剤への対応が求められているということです。</p> <p>四つ目は、一定の資質を持った薬剤師に係る体制です。</p> <p>地域包括ケアに関する研修、専門的な研修を受けた薬剤師の配置や、継続して研修させている体制などが求められます。</p> <p>五つ目は、在宅医療への対応です。</p> <p>在宅訪問時における情報提供の実績を求めますが、この実績につきましては、昨年度の審議会において過去1年間で月平均2回以上を要件として認めることとしたところです。</p> <p>また、医療機器等についても提供できるようにする体制も求められています。</p> <p>これらの基準に適合した薬局が地域連携薬局、専門医療機関連携薬局として認定されます。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>このスライドは、医薬品医療機器等法により、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の認定に係る事務が、地方薬事審議会での調査審議事項となるということを示したものとなります。</p> <p>なお、これにつきましては、法の第3条で規定されています。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>認定要件とその手続きについてです。</p> <p>手続きの方法についてですが、右側の四角で囲まれている認定手続きというところ、その二つ目の項目、赤字としています、こちらも昨年度の審議会でご審議いただいた事項になりますが、地方薬事審議会での調査・審議の方法について、認定は地方薬事審議会へ事後報告を想定しております。</p> <p>その場合、委員への書面送付による確認など、事務負担が少ない手続きを基本とすることにしており、次のページになりますが、長野県地方薬事審議会における認定薬局に係る調査審議方法につきましては、県が認定申請の受け付け、①の受け付けをして、②審査・処分決定をしまして、③認定、場合によっては不認定ということもありますけども、審査後の認定状況等を審議会に報告する、④という方向になります。</p> <p>以上が、認定薬局の制度の概要になります。</p> <p>続いて資料2をお願いします。</p> <p>地域連携薬局の認定基準についてですが、昨年から基準等変わったところ</p>

発言者	内容
	<p>はありません。</p> <p>大まかに触れておきますと、3 ページ目、地域連携薬局の認定基準というところで見たいのは、赤字で書いてあるところですが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</li> <li>2 地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</li> <li>3 地域の他の医療提供施設と連携しつつ、利用者に安定的に薬剤を提供できる体制</li> <li>4 在宅医療に必要な対応ができる体制</li> </ol> <p>ということになっています。</p> <p>細かいところにつきましてはそれ以降に書いてありますが、今回は参考までに付けております。</p> <p>このような基準でやっていますので、よろしくお願いします。</p> <p>専門医療機関連携薬局の認定基準につきましては、25 ページになりますが、大きく分けて3つ、赤の部分になります。</p> <p>利用者のプライバシーに配慮した、相談しやすい構造設備、こちらは地域連携薬局と同じになります。</p> <p>ただ、こちらの場合は、指定されている疾患ががんということもありまして、より患者のプライバシーに配慮が必要というように受け取られているところもあります。</p> <p>2 番目として、利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う、地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制、がんの薬は特殊性のあるものが多いということで、そういう知識の普及も求められています。</p> <p>3 番目としまして、1 に係る専門的な調剤および指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制をとってくださいということです。</p> <p>これにつきましても26 ページ以降になりますが、細かい基準が設けてあります。</p> <p>最後になりますが、資料の30 ページをお願いします。</p> <p>参考までですが、長野県内のがん診療連携拠点病院等ということで、都道府県診療連携拠点病院が信州大学医学部附属病院、地域がん診療連携拠点病院ということで7ヶ所、あと地域がん診療病院ということで4ヶ所あります。</p> <p>一応、長野県内10 圏域に分けることができるんですけども、必ず1 圏域に1 つはがん診療病院というものが設置されています。</p> <p>41 ページですが、先ほど、特殊性が高いということでお話させていただいたんですけども、傷病の区分に係る専門知識を得るということでこのような団体が行っている研修会を受講し、地域薬学ケア専門薬剤師や外来がん治療専門薬剤師になっていただくというような形になっています。</p> <p>基準としてはこのようなものがあり、私達の方では、研修を実施していることや新しい構造基準に適用していることを確認させていただきます。</p> <p>資料3をお願いします。</p> <p>先ほど認定薬局制度が、令和3年8月1日から施行され、今日は7月25日ですが、大体1年間認定を行ってききましたので、長野県の認定状況についてお話をさせていただきます。</p> <p>2 ページをお願いします。</p> <p>昨年8月1日から今年の7月15日までの認定状況です。</p> <p>地域連携薬局につきましては、新規で20 薬局の認定となっています。</p> <p>専門医療機関連携薬局につきましては、7 薬局となっています。</p> <p>具体的な薬局については、6 ページ、7 ページに載せてあります。</p> <p>この中で1 件、6 ページの下の方、専門医療機関連携薬局についてですが、7 薬局、認定を行ったところですが、1 件廃止届が提出されております。</p> <p>これについては、やめたという事ではなく、基準を満たさなくなったということで廃止の届出がされました。</p> <p>もう一度、2 ページをお願いします。</p> <p>その結果、7月15日現在となりますが、長野県における認定数につきましては、地域連携薬局は20 薬局、専門医療機関連携薬局は7 薬局を認定しましたが、現在は6 薬局ということになっております。</p>

発言者	内容
	<p>早い方は、昨年8月1日から認定を受けていただきましたが、1年ごとに更新をしないといけないので、現在、地域連携薬局において3薬局、認定の更新を受けていただいております。</p> <p>専門医療機関連携薬局は、1薬局に認定の更新を受けていただいております。次のページをお願いします。</p> <p>長野県における認定について、保健所別に出しております。</p> <p>地域連携薬局は、概ねどの地域にも存在する状況となっております。</p> <p>専門医療機関連携薬局については半分ぐらいの状況で、これから増えることは期待してはいるのですが、各保健所での状況はこのようになっております。</p> <p>これにつきましても、一覧を示していますのでご確認をお願いします。</p> <p>参考までに、全国の状況を4ページと5ページに載せております。</p> <p>なお、これは厚生労働省の方でも公表しており、6月30日現在の数となります。</p> <p>地域連携薬局につきましては、全国と比べても認定がされている状況となっております。</p> <p>5ページを見ていただきたいのですが、専門医療機関連携薬局数は0件など少ないところが多いのですが、長野県については他県と比べても多くなっており、これにつきましては薬剤師会さんのご協力もあつたと考えているのですが、数としては、ある程度、認定されているのかなと思っています。</p> <p>長野県における認定薬局の状況については以上です。</p>
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>説明はここまでということよろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から認定薬局制度の概要、認定基準、それから長野県における認定状況についてのご説明がありました。</p> <p>ここまでの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等がございますか。</p> <p>島委員さん。</p>
<p>島委員</p>	<p>認定薬局の、県下の数についてご説明をいただいたのですが、これは当然その薬局が地域連携薬局に応募したい、あるいは専門医療機関連携薬局に応募したということで、それで申請をするという形になっていると思います。</p> <p>今、地域連携薬局で20薬局、それから専門医療機関連携薬局で6薬局となっておりますが、この他に、申請をしたけれども基準等に満たないために認められなかったという薬局様は、どのぐらいの数あるのか、もしあれば数字を教えてくださいいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>基準のところ細かく触れなかったのですが、あとの審議事項等でも基準に合致するののかという事例もあつたんですけども、現状では、こちらとしてはその基準に合致するような形で対応してくださいというように指導しており、申請を受け付けた後に対応していただき、認定したという件もありました。</p> <p>そのため、これまで不認定というものはありません。</p>
<p>島委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうすると申請を出した後で、こういう件で指導があつてという、そういうプロセスを踏んだということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状では、事務処理期間のこともあるので、そんなに先とかというわけにはいかないのですが、一応そのように対応していただいているという状況です。</p>
<p>島委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>他にはどうでしょう。</p> <p>地域連携薬局の状況は全国的に見ますと数字は悪くはないのですが、なかなか</p>

発言者	内容
<p>神田委員</p>	<p>かハードルが高いかなということ。          専門医療機関連携薬局については6薬局ということで、全国的に見てもかなり多い方ですが、これについてもハードルが高く、これから増やしていかなければいけないのですが、課題となっていくのかなというように思っております。          神田委員どうぞ。</p> <p>地域連携薬局については、まだこれからという形で、情報を含めて皆さんに周知をしていただくというところも必要なのかなと思います。          長野県自体の認定、他の制度のものもあります。          視点は違いますが、そういう面もあって、まだまだ地域連携薬局といったものについて啓蒙とかを含めて必要なのかなというふうに思います。          専門医療機関連携薬局、これはがんが中心となっておりますけれども、認定のためには専門薬剤師が必ず必要になります。          そのためには5年の研修を受けなければならないということで、それが地域の基幹病院の方で研修を受け入れているわけですが、やはりなかなか手を挙げてくれる薬局や、研修をするためには基準を満たすようなそれなりの施設であったりとかで研修をしなければいけませんので、かなりハードルは高くなっております。          今回、かなり手を挙げていただいておりますけれども、それでもがん診療の拠点病院の半分以下です。          ですから、実際には結構な数、7名の方の応募があって、暫定という形で専門薬剤師としての認定をお渡しして、専門薬局になっていただいているという状況です。          それが2年目になりますけど、続いてくれる施設がまだ少ないというような印象を持っておりまして、そういう手を挙げてくれる施設が増えていかなければならないなというように考えています。</p>
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>今の説明は、先ほど事務局から説明ありました資料2の30ページですね。          がん診療連携拠点病院ですけれど、今の神田委員さんの説明だと、このところがある程度積極的に研修等を受けていただかないと、なかなか専門医療機関連携薬局が増えてこないというような説明だったということによろしいですか。          この件について、今話がありましたように積極的に対応していただくためには、やはり行政の方から何かアプローチが必要なのではないかと考えますが、その辺についていかがですか。</p>
<p>事務局 (薬事管理課長)</p>	<p>今、会長の方からもお話がありましたが、この制度自体、昨年からはまった制度というものですので、現在、長野県内では6という形になっております。          先ほど神田委員の方からもお話があり、また、日野会長の方からもお話ありましたけれども、1年目につきましては、とりあえず全体がどんな動きになるのかなというふうに思ったものですので、こちらの方で具体的な働きかけ云々というところまではできていないのが現状です。          今後につきましては、長野県の6というのは全国の中で見れば確かに多い状況ではあるのですが、厚生労働省の想定とすると、専門医療機関連携薬局につきましては、1拠点病院あたり複数という想定になっておりますので、それに比べますとやはりまだまだ増やさなければいけないのかなという状況があります。          やはり一番高いハードルというのは、先ほど委員の方からもお話ありまして、いかに研修を受けた専門の薬剤師を確保するかということになります。          先ほど私どもの方の説明でありまして、1施設が要件満たさなくなってしまうというのも専門薬剤師が異動でいなくなってしまうというのが理由となっております。そういうところでいえばやはり課題っていうのは徐々に見えてきている部分ではあります。現状では、まだその対応はできていません。          今後、こういった動きを見ながら必要な部分については行政でも対応する必要があるというふうには考えております。          以上でございます。</p>

発言者	内容
議長 (日野会長)	神田委員どうぞ。
神田委員	<p>確かにおっしゃるとおりで、1年目は手を挙げてくれたところも結構あったわけですけども、それに続くところが今のところまだできないんだというふうには感じています。</p> <p>30ページになりますが、県のがん拠点病院である信州大学、それから地域のがん診療病院があるんですけども、今回、新たに日本臨床腫瘍薬学会でも日本医療薬学会に加え研修制度を開始し、長野県内がん拠点病院が研修認定施設として認定されておりますので、地域薬学ケア専門薬剤師認定の門戸は広がったと考えられます。</p> <p>なお、長野県内の地域がん診療連携拠点病院すべてが研修認定施設となっておりますが、その中で実際に研修を受け入れていただいているのは佐久医療センターと長野日赤で、他は研修を受け入れてないという状況です。</p> <p>やはり、そういったところは敷居が高いというように感じているのかと思います。</p> <p>これは、後の議題でも出てきますが、薬剤師の育成というところで指導できる薬剤師、そのキャパであったり、数もまだ本当に少ないというところも大いに影響しているのかなというようには感じるところでもありますので、そういった育成であったりとか、そこをやはり力を入れていかないといけないと思います。</p>
議長 (日野会長)	<p>ある程度件数があるとはいえ、全国においても、割合を多くするということはそういう形でご理解をいただかないといけない所で、今後はその先が続くような形での体制を作っていかなければいけないというのが課題であり、おそらくご理解していただいているんですが、なかなか薬剤師の問題だと色々なところがあるので、その辺も少し整理していただきながら次に進めていくということによろしいでしょうか。</p> <p>他はどうでしょう。</p> <p>この件については、このあたりでよろしいですか。</p> <p>また何かありましたら、後でご意見、ご質問いただければというふうに思います。</p> <p>次の議事次第ということで、エ 認定薬局制度の審議事項ということにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料は、4 審議事項をお願いします。</p> <p>審議事項としまして、認定薬局制度が始まり、先ほども説明したとおりですけども、その認定事務の中で、基準に適合しているか、あとは書類については添付書類として認められるかなど判断に苦慮する事例というのが何点かありました。</p> <p>そのことについて、県として行った判断と回答について報告させていただきます。</p> <p>まず2ページ目をお願いします。</p> <p>地域連携薬局における認定に係る指摘事項、照会事項および考え方と回答です。</p> <p>具体的な紹介事例については、3ページ目になります。</p> <p>地域連携薬局の認定に係る照会事項は、二つありました。</p> <p>まず一つ目ですが、プライバシーに配慮した構造とは、パーテーションが設置されていればよいのかということで、これについては、結構皆さん苦慮されています。</p> <p>資料2の4ページ目をお願いします。</p> <p>施行通知になりますが、◆があるんですけども、この三つ目のところですね、赤字部分2行目にあるんですけども、カウンターにパーテーションを設置することによって仕切ることみたいに書いてありますが、後ろに読んでいくと、単にパーテーションを設置すれば良いというものではなく、他の利用者の方の視線とか動線等にも配慮することになっております。</p>

発言者	内容
	<p>認定事務は薬事管理課でしていますが、実際の申請等は現地の保健所で受け付けており、保健所によってはプライバシーに配慮されている構造というものを強く求めているところがあります。</p> <p>こちらの判断は、結局通知と同じになりますが、パーテーションが設置されているか、投薬カウンターの状況について1人しか渡さない対応なのか、複数の人数に渡せるという構造なのか、あとは待合室の広さであったり、患者さんが座る椅子の位置、通路の構造、あとは話し声についてということに関しても、音がどんな状況なのかということを考えて対応してくださいということで、配慮されていればOKとして、県に進達するようになっております。</p> <p>添付書類について、実際に保健所において確認を行う際には、参考資料1としてお渡ししました認定基準適合表というものに適合しているのか、それを参考にしながら実際に書類等を見させていただいているものですが、この中に、別紙と書いてある部分があるのですが、地域連携薬局の適合表で言うと、利用者の服薬指導の際に配慮した構造については、どのようにしているのかというのがわかるために書類を添付していただきます。</p> <p>この添付資料について、パーテーションで区切ってあるのがわかるような状況ということで写真だけが出てくるとも結構あります。</p> <p>先ほどの、認定、不認定の事例というわけではないんですけど、私達の方としても、写真だけではわからないようなこともあります。</p> <p>そういう場合には、写真だけじゃなくて、きちんと判断するため図面等も出してくださいとお願いしています。</p> <p>それを見ればもう少しわかるかもしれませんが、それでもわからなければ、やはり保健所に現場に行き確認してもらうというような形で、現場の保健所には話しております。</p> <p>実地確認を行うことは、通知でも別に妨げるものではないということになっています。</p> <p>二つ目ですけども、昨年8月1日からこの認定制度が始まりまして同日付けで認定を受けたいという薬局もありました。</p> <p>この地域連携薬局の認定には、医療機器等も適切に提供できるような状態であればいけないという基準もあります。</p> <p>これは高度管理医療機器販売業の許可も受けてくださいということになるのですが、これを、認定を受ける間際の7月に許可を受けており、保健所からこれでもいいのですかという事例がありました。</p> <p>これについても、一応、地域連携薬局の認定基準である高度管理医療機器等の販売を行う体制にあり、その趣旨というのは、訪問診療に係る部分において、すぐに医療機器等を適正に提供できる体制整備のためということになっております。</p> <p>そのため、認定のために許可を受けたというような形になるかもしれないけど、それであってもこの許可を受けていれば基準には適合しているのです、それでいいと回答した事例がありました。</p> <p>続いて4ページ目の専門医療機関連携薬局の認定に係る照会事項及び考え方・回答ということですが、実際の内容は5ページ、6ページになります。</p> <p>こちらは5題ありました。</p> <p>ただ、こちらにつきましても、先ほどのパーテーションについての問合せがあり、同様にプライバシーに配慮するという考え方が同じですのでこちらには入れておりません。</p> <p>一つ目ですが、施行通知の内容について、資料にも省令と施行通知と分けて書いたのですが、施行通知については患者さんが在宅医療を行う際に、居宅等訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学管理を行うため専門医療機関連携薬局ががん治療を行う医療機関や服薬情報を当該薬局に提供することとあるが、居宅訪問する薬局への報告や連絡も実績として良いかということで、非常にわかりにくいと思いますので、参考資料1の5ページも見ながら、資料5ページの4をお願いします。</p> <p>資料2の31ページもご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>省令では、第一項に規定する赤字の部分ですけど、疾病の区分に該当するものの薬剤の使用に関する情報について、がん治療に関してきちんと報告、連絡する体制ができていないと駄目ということになっています。</p>

発言者	内容
	<p>施行通知の方を見ていただくと、①と②というのがあります。</p> <p>②では何となく、がんの患者さんがそのがんの治療に係る医療機関でないところから出されている処方箋を持って来るというような感じで読めちゃうところがあり、それについても枚数を計上するののかということです。</p> <p>これは、資料2の32ページにあるのですが、半数以上をきちんと報告するという基準があり、そこに関わってくるための問合せでした。</p> <p>施行通知では、がんの患者さんががん治療にかかる医療機関からでなくてもいいように読めますが、施行規則、省令では、がんの治療にかかる医療機関ということで記載してあります。</p> <p>なお、県としては、がん治療にかかる医療機関への連絡の実績としております。</p> <p>これについては、実は1件だけではなくて複数件の照会があり、いずれにおいてもがん治療にかかる医療機関との連携実績とすると回答しております。</p> <p>二つ目の照会事項ですが、がん治療にかかる医療機関以外に医療機関を受診している場合、がん治療にかかる医療機関以外からの処方箋に応需した場合はどうなるのかということで、こちらについては厚生労働省に確認をしました。</p> <p>当初の回答は、薬局で応需した全てのがん患者さんの数をカウントするということになっていたんですけども、ちょっと整合性がとれないということで、再度確認したところ、がん治療にかかる医療機関と連携できているということが要件であるため、半数以上というところを計算するとき、分母、分子とも、がん治療にかかる医療機関から応需している処方箋でいいということであり、上の件と同じようなものなのかなというように考えています。</p> <p>三つ目ですが、薬局で在庫として保管する薬品の情報を近隣薬局へ周知することについてということですが、こちらも資料2の36ページをご覧ください。</p> <p>省令では、在庫として保管する第1項に規定する傷病の区分にかかる医薬品というのが必要な場合に、地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えることということで、提供するような体制を備えていなければいけないのですが、施行通知、その下の方では、◆の二つ目ですけども、薬局における抗がん剤等の在庫として保管する医薬品の情報を、近隣薬局に提供する等により周知を行うことが望ましいことになっております。</p> <p>この部分について、周知しないとイケないとなれば、きちんと周知する体制がなければいけない、体制とすることは手順書が必要ではないか、そうするとききちんと手順に記載されていることが必要ではないかということで問い合わせがあり、実際に申請された件については記載されていなかったんですけど、これで良いかということでした。</p> <p>こちらの考えとしましては、他の薬局に医薬品を提供する体制というのが必要であり、これについては手順書が必要と考えております。</p> <p>周知については、施行通知で望ましいということでもあるので、絶対に必要ということまでは言えないのではないかと考えております。</p> <p>ただ、これにつきましても、医薬品がきちんと提供できるようにしているということの周知も必要だと考えておりますので、手順書にそのことを書いておくことは、望ましいのではないかなというように考えております。</p> <p>もちろん絶対に書いておかなければいけないとは言えないということで判断しております。</p> <p>続きまして6ページをお願いします。照会事項の四つ目になります。</p> <p>これも、研修をきちんと受けてくださいということが基準になっており、参考資料1基準適合表の6ページの12、13に研修の実施結果を資料として添付してくださいということになっております。</p> <p>この添付資料についてですけども、過去に受けたものでもいいのか、それとも、これから受ける計画なのかということです。</p> <p>実はこれで問題になったのが、資料2の42ページの省令ですが、赤字の部分、1年以内ごとに、がんの専門的な医学的知見に基づく調剤および指導に関する研修計画を受けさせることとなっております。</p> <p>過去に受けたことというような感じのニュアンスです。</p> <p>それに対して、施行通知の方では、3行目の赤字の後の箇所になるんですけども、研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである、受講させるこ</p>

発言者	内容
<p data-bbox="225 981 411 1048">事務局 (薬事管理課長)</p> <p data-bbox="209 1115 427 1149">福田健康福祉部長</p>	<p data-bbox="451 152 1393 459">と、これから受けさせる、どちらが必要なのかということでした。 やはり省令に書いてあることに従うのかと考えまして、受けさせていること、過去の実績でもいいのではないかとこちらでは判断しました。 この件については、全国の自治体でも悩んでおり、回答に追記として書いているのですが、令和4年2月の全国薬務主管課長会議で、他の自治体から質問が上がっており、受講させていること、受講させること、どちらが正しいのかという質問がありまして、厚生労働省では、受講させていることが正しいと、施行規則、省令が正しい、過去1年の実績が確認できるものでよいということでした。</p> <p data-bbox="451 463 1393 593">ただし、過去だけでよいのかということとそうでもなく、過去の実績だけ確認するのではなくて、今後の計画等もあった方が定期的にやっていることが確認できるのではないかと、それについても出してもらおうということもあるのではないかと考えております。</p> <p data-bbox="451 598 1393 701">五つ目の照会事項です。 他の薬局に対して行った化学療法に係る説明資料が添付されているが、これでよいかというものです。</p> <p data-bbox="451 705 1393 768">基準には、他の医療機関に対してきちんと情報提供してくださいというのがあります。</p> <p data-bbox="451 772 1393 835">医療機関となる診療所もそうですし、薬局もそうですが、薬局にしかやっていなかったがこれでもいいのという話でした。</p> <p data-bbox="451 840 1393 943">これも適合すると判断しましたが、この基準の趣旨を理解して、薬局だけではなくて、できれば他の職種、他の医療機関、薬局以外の医療機関に対しても情報提供、報告するのがいいのではないかと考えております。</p> <p data-bbox="451 981 1393 1084">審議の途中で申し訳ございません。 先に、後ほどとしておりました健康福祉部長の福田 雄一が参りましたので、皆様にご挨拶をさせていただきます。</p> <p data-bbox="451 1115 1393 1285">審議の途中で申し訳ございません。 健康福祉部長の福田 雄一でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 まずもって、本日、開会に間に合いませんので、大変申し訳ございませんでした。</p> <p data-bbox="451 1290 1393 1352">ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症第7波が大変厳しくなっております、その対応をしております。</p> <p data-bbox="451 1357 1393 1460">ご挨拶を申し上げたいと思います。 本日はご多用のところ、長野県地方薬事審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p data-bbox="451 1464 1393 1527">日野会長様はじめ、委員の皆様には日頃から本県の健康福祉行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り厚くお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="451 1532 1393 1635">とりわけ、新型コロナウイルス感染症につきましては、患者への医療提供、検査体制、ワクチン接種体制の整備を初めとする感染の対策に、それぞれの立場でご尽力をいただいているところでございます。</p> <p data-bbox="451 1639 1393 1671">改めて感謝申し上げます次第でございます。</p> <p data-bbox="451 1675 1393 1778">7月以降も全国各地で新規陽性者数が増加に転じておりますが、長野県においても急速に拡大しております、いわゆる第7波という状況になっております。</p> <p data-bbox="451 1783 1393 1877">医療提供体制を安定的に維持するため、迅速な対策の実施、必要な対策の継続、ワクチン接種の促進などに取り組んでいく必要がございます。引き続き関係する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="451 1881 1393 2011">さて、この審議会は、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づきまして、医薬品医療機器をはじめとする薬に関する重要事項を調査審議いただくため、県の附属機関として設置されているものでございます。</p> <p data-bbox="451 2016 1393 2110">昨年8月に施行された改正薬機法によりまして、認定薬局制度が新設され、認定に関わる事務が新たに審議会の調査審議事項となったことから、昨年、本県としては20年ぶりにこの薬事審議会を開催いたしました。</p>

発言者	内容
<p>事務局 (薬事管理課長)</p>	<p>現在、地域連携薬局が20件、専門医療機関連携薬局が6件認定をされています。</p> <p>患者が外来、入院、在宅など療養環境を移行する場合は、複数重複する疾患を有し、多剤服用している場合に、自身に適した安全かつ有効な薬物療法が行われることを期待されています。</p> <p>本日の会議では制度が始まり約1年を経過いたしました状況での、審査基準や今後の医療提供体制の方針などについてご審議いただくこととしておりますが、あわせて、長野県における薬剤師の確保育成の現状や、課題などについても情報共有、意見交換をいただく予定としております。</p> <p>委員の皆様には本県の薬事行政を推進することができるように、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>審議会の議事が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>福田健康福祉部長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>なお、福田部長におきましては、この後も別の公務が入っておりますので、大変恐縮ではございますが、ここで退席とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (薬事管理課長)</p>	<p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>失礼いたします。</p>
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>それでは引き続きまして議事の進行を日野会長、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは事務局から審議事項について説明をいただいたわけですが、実際に認定薬局制度が始まりまして、申請の受付を行ったところです。</p> <p>説明がありました地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定基準に照らして、長野県が判断した結果についてでございます。</p> <p>結局、その判断が妥当であったかということについて、決定しなければいけないというところでの審議事項ということでございます。</p> <p>それぞれ判断した結果について、先ほど説明したその辺のところを皆様に伺いたいと思っております。</p> <p>その前に、この審議事項につきまして、ご意見ご質問のある方が、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>かなり具体的な中身かと思いますが、よろしいですか。</p> <p>ご質問なければ、まず審議事項のうち、地域連携薬局のこの判断につきまして、妥当であったということで決定をしたいと思っております。</p> <p>まず1について、よろしいでしょうか。</p> <p>それから引き続きまして、審議事項2の専門医療機関連携薬局の認定に係る件につきましての判断について、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p>なければ異議なしということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>認定薬局制度につきまして、全体的に何かご意見、ご質問とか、どなたかいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>神澤委員</p>	<p>神澤委員さん、お願いします。</p> <p>ただいま認定基準につきましては、ご説明をいただきましてありがとうございました。</p> <p>正直申し上げまして、私はなかなかこの認定基準の政省令の判断というのはつきかねます。</p> <p>非常に実務的でありまして、これにつきましては、高度の知識等々を持ち合わせていないとなかなか難しい。</p>

発言者	内容
	<p>これがまだ施行されて1年ということで、これから厚生労働省の見直しがあると思いますが、やっぱりこの審議会では、そんな実務なところはこちらの議題としてお出しいただくと当然のことだというふうに思いますけど、ここまでのものとしたしましては、理解度を深めるための知識というのが、正直持ち得ていないというのが実態でありまして、そういう意味では、県の方でしっかりと検討をいただければ、私どもは県の判断に対して審議をするということで、内容も正直わかりません。</p> <p>ですから、ぜひ政省令に対しまして、今回もそうですけれども、その都度、厚生労働省にも質問をなさって、それで見解を聞いておるといのは非常に私ども委員会といたしましても、賛成する大きな材料の一つかなと思います。</p> <p>そのようなスタイルで進めてもらえればありがたいです。</p> <p>それと、質問がされた事項が7件というように伺いましたが、地域連携薬局がわずか2件ということで、非常に少ないのかなという気がいたします。</p> <p>昨年、この会で県の一つの目標としまして、この地域連携薬局の方は確か400という数字を出されたというように記憶しておりますが、違いはないですか。</p>
事務局	<p>そうです、300から400を目標にしているということです。</p>
神澤委員	<p>長野県内に中学校は186校あります。</p> <p>いわゆる生活圏として出ている数字なわけですよ。</p> <p>そうしますと、やはり地域包括医療も含めてですけど、目標が400というのはかなり将来的なといいますか、当面の目標としましたら、やはり生活圏一次医療圏である中学校186、約200を目標に置くのが割と真実に近いという気がします。</p> <p>もう一つ、専門医療機関連携薬局につきましても、確か20を超えるくらいの数をおっしゃったと思いますが、今日お示しされた資料からしますと、高い数字といえると思います。</p> <p>その中において、東京でも11なんです。この20という数字は大変な数字だと思います。</p> <p>そうしますと、当面は10を目標として、10あるいは200に近づけるための県としての方策を示していただき、この数を増やしていく。</p> <p>そのための方策はどうしたらいいか、そういうものをご提示いただきまして、それに対しての委員の皆様方のご意見をお聞きするというのが、実態に即した会議になるのかと思います。</p> <p>この地域連携薬局につきましても、この数字はどちらかという低い方の数字に入るのかということは、やはり県と医師会、歯科医師会、薬剤師会、場合によっては獣医師会、こういう専門の方々との連携っていうのはもっと強めていったほうが良いのかと思います。</p> <p>それが県による指導によるものではないかと思います。</p> <p>これが元々出てきたのは、薬の重複される処方を防ぐとか、あるいは高齢の方の飲み残しの薬があまりにも多すぎる、そんないくつかの理由があったので、かかりつけ薬剤師による薬剤管理を一元化しようという初期の目的を達成するためには、とりわけこの地域連携薬局の認定が急がれるというように思われるので、そういう面での県としての指導が重要なかなと思います。</p>
事務局 (薬事管理課長)	<p>神澤委員から大変貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>私共も昨年からはじめまして、今回、それを初めて審議するという中で、この1年間で出てきた具体的なものについてご説明させていただいたところがございますが、神澤委員からご指摘いただいたようにちょっと詳細な内容という細かい部分もございますので、いただいた意見を参考とさせていただきまして、この認定薬局をいかに増やしていくかというのはご指摘いただいたとおり、こちらの方で審議いただく重要な課題だというふうには考えているところでございます。</p> <p>この地域連携薬局の20につきましてはご指摘いただいたとおり決して多いという状況ではないかと思っております。</p> <p>いわゆる生活圏に複数という形でいきますと、中学校区を参考にさせていただくと400で、とりあえず中学校区の一つずつとしても200くらいは必要にな</p>

発言者	内容
<p>議長 (日野会長)</p>	<p>るかなというふうに思います。  また、専門医療機関連携薬局につきましても、拠点病院に複数という形になるとやはり 20 ぐらい、ただとりあえず拠点病院に 1 つとすると、やはり 10 を超えるぐらいは必要という形になるかと思えます。  前段の部分で神田委員からご指摘いただきましたけれども、例えば、専門医療機関連携薬局であれば、どうやって検証を進めていくかですとか、地域連携につきましては、この数を増やしていくにはどのような課題、方策があるのかという部分を検討する必要があるかと思えます。  そういったところに改めて私どもの方でも精査させていただきながら、次の審議会ではそのような部分もご検討いただければと思うこととさせていただきます。  併せて、他県の状況を持っておりますので私どもも他の県との情報交換をしながら、どのような形の対応をとっているかという部分も、改めて確認しながら対応していきたいと思っております。  大変ご指摘いただきましてありがとうございました。</p> <p>この件につきましてはよろしいですか。  薬剤師会としても研修会の周知としましては、このベースにあります信州健康支援薬局制度というものについて、長野県薬剤師会の認定基準があるんですが、そういう形でなるべく応募してくださいということで薬局の半数、約 500 薬局がこの認定基準薬局の応募がありました。  そういう形で全体をボトムアップしていきながら、こちらの方にも申請をしていただくような形で進めていければ、もちろん行政の方から、また、医療・介護・福祉の方々と連携しながらですね、この辺を進めていきたいなという形でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。  この点につきましてもよろしいですか。  ありがとうございます。  それでは議事の(2)について、薬剤師の確保育成についてということで事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは薬剤師の確保育成についてということでお願いします。  2 ページ目をお願いします。  国では昨年 6 月に、薬剤師の養成や資質向上につきまして検討会を開催し、提言が取りまとめられており、今年 1 月に、それに対する対応状況が公表された資料になります。  この中の赤枠で囲まれた部分ですが、薬剤師の確保について、薬剤師が将来的には過剰になる予想がされる一方、業態や地域に偏在が生じるというふうになっております。  そのため、この偏在を解消するため、方策を検討することが非常に重要とされております。  それには、地域の実情に応じた効果的な取り組みをやるようにするため、国としまして、地域医療介護総合確保基金による薬剤師確保を対象事業として整理しております。  次のページをお願いします。  これについては、昨年もお示ししたのですが、今後人口減少というのはあるんですけども、変動要因を最大に考慮した場合でも、供給が需要を上回るという予測がされており、これを推計しているグラフになります。  次のページをお願いします。  すみません、ここで資料訂正をお願いします。  一番右側の部分ですが、その他、計というところがありますが、4 ページ目、平成 24 年が 794 人、平成 26 年が 772 人、平成 28 年が 738 人、平成 30 年 721 人、令和 2 年 729 人が正しい数です。  4 ページ、5 ページですけれども、長野県の薬剤師数の状況です。  今年、令和 2 年末の統計調査の結果が公表されました。  長野県内の薬剤師の総数は、令和 2 年末で 4603 人、前回調査の平成 30 年のときに比べて 110 人増えております。  勤務先の内訳ですが、薬局が最も多く 2852 人で全体の 62%、次いで病院・診療所 1022 人で 22.2%、大学が 6 人で 0.1%、製薬企業が 240 人で 5.2%、医薬品</p>

発言者	内容
	<p>等販売が 145 人で 3.2%、行政が 80 人で 1.7%となっております。 5 ページをお願いします。</p> <p>これは人口 10 万人あたりの薬剤師数です。 長野県では人口 10 万人あたり 224.8 人で、全国平均と比較して約 30 人ほど少ない状況となっております。</p> <p>ちなみに前回のときは 28.2 人ですので、前回よりも全国との差が開いたという状況です。</p> <p>職域別では、薬局は全国平均より 10.5 人少なく、病院診療所では全国平均より 1.1 人多い状況でした。</p> <p>ただ、最近、県内の病院の方、薬局長さんとお話をしたときに、病院に来てくれる薬剤師が少ないという話も聞いており、この数字だけでは、色んなことを判断することは非常に難しいと考えております。</p> <p>次のページをお願いします。 こちらも参考までです。 県内 10 圏域の状況です。 令和 2 年のデータを示しております。 平成 30 年と比較して、長野圏域では、ここに示している状況になりますけど、一応その他の地域では増加しているということになっております。</p> <p>それで、薬剤師を確保するために地域医療介護総合確保基金を使ってもいいということで、国の方から示された地域医療介護総合確保基金の概要の資料になります。</p> <p>左側の部分になりますが、国として財源を用意して交付する、これが基金となります。</p> <p>都道府県としては計画を立て、その基金を活用して事業を進めていくということになります。</p> <p>この資料の右下の緑の枠で囲ってあるところですが、Ⅳに医療従事者の確保に関する事業、Ⅴは介護従事者の確保に関する事業ということで、医療・介護系にこの基金を活用しても良いということになっております。</p> <p>薬剤師については、以前は入っていませんでしたが、昨年、薬剤師の確保事業にも使えるようになったということになっております。</p> <p>8 ページをお願いします。</p> <p>この基金について、真ん中の方に四角が二つありますが、薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費として使っていいです、使うときには都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等に勤務することとか条件が付くんですけども、薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費として使ってもいいとなっています。</p> <p>上の方ですが、地域における病院薬剤師の安定的確保を目的として、都道府県が指定する病院薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ、薬剤師が不足しているとされている地域医療機関に限って期間を定めて薬剤師確保のための経費、これに対して使うということです。</p> <p>ただ、これだけでは少しわかりにくいので、令和 3 年 12 月 24 日に国から通知が出ました。</p> <p>それが左の下の矢印の部分になるんですけども、具体的な要件および基本的な考え方というものが、通知で発出されました。</p> <p>それが参考資料 2 になります。 参考までに添付させていただいております。 資料 9 ページをお願いします。</p> <p>9 ページ、10 ページについて、実際その地域医療介護総合確保基金を活用し、修学資金貸与事業の取り扱い、修学資金が貸与され、それを使った後に、その返済を免除とするのに二つの条件があります。</p> <p>まず一つ、県が選定した就業先に原則貸与期間の 1.5 倍以上の期間就業すること、この就業先は県が選定するんですけども、先ほどお話しした地域による偏在状況等も確認することになります。</p> <p>実際に勤務してもらうとなると、異なる機能を有する医療機関等を複数経験することが望ましいことになっています。</p> <p>これは望ましいです。 そのうち少なくとも 1 ヶ所は医療機関、薬局の場合は営利性を持たない開設</p>

発言者	内容
	<p>者に限る、これがまず一つ目の条件です。</p> <p>もう一つは、10 ページになるんですけど、県の策定したプログラムを満了すること。</p> <p>この二つを満たせば、修学している間に貸与された修学資金について返済が免除となります。</p> <p>県の策定するプログラムがどのようなものかといいますと、考え方としまして、都道府県が認めた薬剤師が不足する地域、医療機関等による薬剤師の能力向上が図れるもの、希望に対応するよう努めるものとしてくださいというものです。</p> <p>例えば、派遣期間でも認定専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能、大学病院等に勤務する時間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能です。</p> <p>要件ですけども、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務年限期間は、都道府県が選定した医療機関に限り就業可能</li> <li>・義務年限の半分以上の期間は、県が特に薬剤師が不足する地域・医療機関として指定する医療機関に就業する</li> <li>・調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましい</li> </ul> <p>一応このようなプログラムをクリアできれば、貸与されている期間の 1.5 倍勤めていただくことで修学資金の返還は免除されます。</p> <p>長野県は広いので、実際どこの病院にするのかとか施設設定が非常に大変なものになるのかなと思っています。</p> <p>現状ではどのようにするかということは、決めてはいないんですけども、このような形で国の方では活用してよいとされています。</p> <p>昨年 12 月、基金を使ってもいいという通知が出たんですが、この通知は具体的なものが示され、多くの他の自治体でもこの基金を活用についてかなり検討しております。</p> <p>資料の 11 ページになるんですけども、今年の 6 月に岩手県では、アンケートを行いました。</p> <p>問 1 として、「地域医療介護総合確保基金を活用して薬剤師修学資金貸与事業の実施をしますか。」ということで、全国 47 自治体で実施しているのは 1 自治体、実施予定なしは 35 自治体、実施検討中が 11 自治体、長野県としましては実施の検討中としており、これは、する、しないではなくて、これが有効なものになるかどうかということも含めて検討しているということで、検討中として回答させていただきました。</p> <p>問 2、「都道府県独自に薬剤師修学資金貸与や奨学金返還助成を目的とした事業の有無」ということで、「基金を活用しないで何かしていますか。」、ということで、実施が 3 自治体、実施なしが 44 自治体、長野県も残念ですけども、実施できてない状況となっております。</p> <p>問 3 としまして、特記事項ということで○と●で示していますが、○については、その基金を活用したというところの意見になります。</p> <p>その中の一つとしまして、財政当局に予算要求しているけれども、薬剤師不足が明確でないですとか、理解が得られていないということで使えないという意見もありました。</p> <p>●につきましては、独自で予算をつけてやっていますという話もあります。</p> <p>各自治体が、この基金の活用ということについて色々検討しているようですが、実際はまだ、進められていない状況です。</p> <p>資料の 12 ページをお願いします。</p> <p>長野県は、今年度どのように薬剤師の育成を行っていくかということで、医薬品適正使用環境整備事業として薬剤師育成について、今日、この薬事審議会の中でも意見いただければと思います。</p> <p>もう一つ、長野県薬剤師会さんに協力していただいておりますが、薬剤師を活用した在宅医療推進研修事業、薬剤師復職就職支援事業を実施しており、新たに薬剤師免許を取られた方でなく、現在、薬剤師免許を持っているんだけど、今、お休みされてる方等で、復職に不安な方に研修を行う事業でございます。</p> <p>これについては、先ほどお話ししました地域医療介護総合確保基金事業、これを活用して実施しております。</p> <p>13 ページをお願いします。</p> <p>薬剤師の確保・育成に向けた主な事業を、ターゲットで分けて考えたときに、</p>

発言者	内容
議長 (日野会長)	<p>若年層、U・Iターン、未就業、潜在有資格者とした場合、若年層、中高生に今後薬剤師を目指していただけるように、中高生を対象とした薬剤師セミナーの実施ということで、今年度、薬剤師会さんの方でやっていただいたんですけども、薬剤師職能のPRチラシというのを作成していただき、また、今年度から新たな取り組み、薬学への招待ということで、若手薬剤師の方が、「薬剤師ってこういうもんだよ。」「自分が働いてる薬剤師という職種というのはこういうものだよ。」というページを作っていただいております。</p> <p>U・Iターンの方につきましては、Webで説明会を行っております。</p> <p>本日参考資料として薬剤師会さんから提供していただいたんですけども、地域医療介護総合確保基金を活用した事業ということで、実績になりますけれども、このチラシに記載されているような形で行っており、就職復職説明会をWebを活用して実施しております。</p> <p>就業者の方についても同じようにこれらを活用して行ったりとか、あとは未就業者の方や少し離れていたという方もあるので、研修をして戻ってこられる、ちょっと力をつける、そのお手伝いをしたりということで実施しております。</p> <p>今後も薬剤師の確保に向けて、様々な取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上が薬剤師の確保育成についての説明です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今の薬剤師確保の取り組みについて、いろいろな話がありましたけれども、この件につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>それと、前回もそれぞれの団体の皆さんから状況を伺ったわけなんですけれども、去年と比較して変化があったとか、新しい取り組みとか何かありましたら、出していただければと思います。</p> <p>先ほどの県薬剤師会の取り組みという形でお話いただいたんですけど、新しいところで、薬学への招待という新しいチラシですね、長野県の全中学校 193校の3年生と高校8校に先週発送しまして、他関連職種のところも約10万枚を配りまして、若い人たちにPRしたということです。</p> <p>それからもう一つ、長野県薬剤師会のホームページを新しくリニューアルしたのですが、学校や中学生、高校生の皆さん向けにというようなコンテンツを作りまして、こちらの先輩方のお誘いみたいな形で、動画を見れるように作っているということです。</p> <p>あと、先ほど復職支援だとかについては従来通りです。</p> <p>他の団体の方で何かございますか。</p>
神田委員	<p>これも薬剤師会と病薬の方、それぞれ提供したところなんですけれども、今年の診療報酬改定で、医療的ケア児、小児に対する看護であったりとか、そういったところを手厚くしましょうということで、診療報酬もついております。</p> <p>それに対してですね、県の方からも要望がありまして、「日頃薬剤師さん、どんなことやっているんですか。」「在宅でどんなことができるんですか。」、またこういうケア児に対しては看護が必要な場合が非常に多いわけなんですけれども、「お薬を使う上でどういったことを注意していくのがいいのでしょうか。」ということ、保険者であったりとか、学校の担当課の養護の先生、そういったところに啓蒙、また教育をしていこうということで、県内の病診の方から2人、それから開局の方から2名の4名でコンテンツを作りまして、動画を今配信しております。</p> <p>これはその養護の先生たちが対象になりますので、広く一般には、まだ公開はしてないですけど、そんな形で医療的ケア児の介護ってことは非常にこれから重要になってくるってところでそういった面でも協力をさせていただいていることを、少しご報告させていただきます。</p>
議長 (日野会長)	<p>他にはどうでしょうか。</p> <p>はい、飯塚委員さん。</p>
飯塚委員	<p>長野県医師会の飯塚です。</p> <p>この介護医療総合確保基金を活用した修学資金貸与、これ実際にやるとする</p>

発言者	内容
事務局	<p>と、大学名は指定しないで、どの薬学部でもやるということですか。</p> <p>実際にやるには、そこは特段示されておりませんので、そこまでは規定できないと思います。</p> <p>通知に書いてあるとおりで、こういうところに行って下さいとか、こういう医療機関でやって下さい、こういう就職先に行ってくださいということしか言えません。</p> <p>どこの県にいるからとか、どこの県出身だから等ということとは言えないと考えております。</p>
飯塚委員	<p>医学部の場合には、信州大学と東京医科歯科大学に入学した学生で、6年間に1人あたり1,400万円貸与する。</p> <p>それで9年間、関係ない医療機関に指定されたところに勤務すれば返還しなくていいということになるのですが、長野県の中には薬学部がありませんよね。</p> <p>そうすると、長野県の高校を卒業して、どこの大学に入ってもいいと言って、これを貸与しますという形で決めていくというふうに考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>これですけれども、先ほどの説明がうまくいってなくて申し訳ございません。</p> <p>実際にやるとなると、先ほど偏在している場所、その辺をきちんと洗い出さないとけません。</p> <p>その中で、どこが足りていない、どこは足りているとか、そういうところの検討等たくさんしないとイケない状況となっておりますので、ちょっと適切な表現かどうかわからないんですけども、使い勝手が良くないのかなというように考えております。</p> <p>それよりも、もっと効果的な何かないのかとか、そういうところをまず先に検討していきながら、薬剤師会さんなどと話しながら進めていければというように考えています。</p>
飯塚委員	<p>年間いくらですか。</p>
事務局	<p>実際にいくらとか、何人とかということなどは、まだ全然検討しておりません。</p>
飯塚委員	<p>例えば1人1,440万円かかるとすると、10人であればその10倍。</p> <p>そのようなどこまでは、まだ考えてないということですね。</p>
事務局	<p>はい、現状ではまだ考えておりません。</p>
飯塚委員	<p>地域医療介護総合確保基金では、資料5のスライドの7ページのところに載っているんですが、右の下のところにIからIVまで、それぞれに対していくらお金を使えるかっていうことで、こういう仕組みになっているので、Iは結構使えるんですけど、Iで余ればIVにまたそれを使えるっていう制度になっていません。</p> <p>なかなか、これ難しい問題です。</p> <p>ただ、もし長野県で年間10人の人がこれを利用して6年間で薬学部を卒業するということになるのと、とても助かる方がいらっしゃると思うので、少し大変かもしれませんが、前向きに考えていただければありがたいかなと思います。</p>
事務局 (薬事管理課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど担当の方からもお話をさせていただきましたけれども、いわゆる奨学資金貸与事業につきましては、先ほども長野県内の偏在など色々な話をさせていただきましたけれども、大きな話で申し上げますと、薬剤師は現時点で国家試験の合格率が約7割という状況がございまして、単純計算でいくと10人のうち7人は薬剤師になれるんですが、3人はなれないというような状況がございまして。</p>

発言者	内容
議長 (日野会長)	<p>こういった部分をどうやってクリアするかということも、やはり一つの課題になっておりまして、昨年こちらの方で資料として出ささせていただきました、全国の都道府県でこういった事業をどのような形でやってみようかというところだったんですけども、具体的に申し上げますと、資料5の11ページをご覧くださいと、全国の状況、岩手県で調査した結果というのを載せております。</p> <p>実際、基金を利用した貸与事業を行っているところは1つの県ということでございます。</p> <p>昨年お話していただきました佐賀県が既に貸与事業をやっているということでこの事業が挙げられたという形になるかと思えます。</p> <p>それ以外に検討中のところはいくつかあり、長野県も検討中という形になっております。</p> <p>使い勝手という話でいきますと、例えばこういったものを奨学資金の貸与ではなくて奨学資金を返済する、奨学金を返していくのに対する補助という形でできると、より薬剤師として合格した人に限定できるということがございます。</p> <p>ただ、現実的に今の時点ではその制度というのはあくまで奨学金の貸与という形になっているものです。</p> <p>こういったような課題等を、やはり国の方ともいろいろこちらからの要望を出し、国からもいただいたりしながらより良い制度になっていくようであれば、私どもの方、活用できる部分、検討していきたいなど、そういったように思っているところです。</p> <p>そのような課題につきましても、今後いろいろ洗い出しながら精査していきたいというふうに考えているところです。</p> <p>飯塚委員からは、医師の確保・育成という形で、これまで経験がある中でご発言をいただいたと思いますので、その辺の課題だとか、制度とか、情報を踏まえていくってというのが一つあるのかなと思いますし、今課長がおっしゃったとおり、全国のそういった取り組みの状況もありますので、そういった状況を踏まえて、その実施を検討する方向で考えていただければなというのは思うところでございます。</p> <p>ただこの基金が、お聞きしたところ使い勝手がよくないという話がありましたが、そこもあると思うので、その辺のところを国へも要望していてもいいのかなと思います。</p> <p>あと11ページのスライドで県独自の事業を実施する県もあるようなので、ガチガチに全て基金を使うということよりは、もう少し柔軟な形で対応ができないか、そういった発想をしながら進めていただければいいなと思っています。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かあればお願いします。</p> <p>神澤委員、お願いします。</p>
神澤委員	<p>現在薬学部にいる学生は、3分の1が奨学資金を受けています。</p> <p>4年制から6年制に移行した時に、奨学資金を受ける学生というのは非常に急増して、3分の1が受けている状況です。</p> <p>ただ一方で、これはもう文科省の問題かと思いますが、国家試験の合格率以前の問題として、1年生に入って6年生で卒業する生徒の数というのは、医学部とはだいぶ事情が違ってございまして、大学によっては、1年生で入って卒業できる学生がわずか20%弱という大学もありますし、逆に100%という大学もあります。</p> <p>大学によって、いわゆる合格率以前の問題として受験資格を持つ生徒が6年間頑張れたかという、そういう見方をしますと格差がものすごくあります。</p> <p>それで、そのような場合には、卒業できなかった数が多い大学の学生に対して修学資金を提供するというのは、実は貸す側も借りる側も非常にリスクがあるんですね。</p> <p>1年生で留年して諦めれば、返還金は少なくて済みますけど、5年生まで行って、あるいは6年生まで行って断念するっていう学生もずいぶんたくさんいるというのも現実です。</p> <p>このときに、その返済金が大体医学部の半分くらいの金額になりますけど、</p>

発言者	内容
	<p>平均で言えば大体6年間で400万から500万ぐらいですかね、これが実は、借金地獄とは言いませんけれども、返済をするというのは学生にとって、あるいはその親御さんにとっても大変な難題です。</p> <p>そこで県として考えておいていただきたいことが一つ、是非こういう奨学資金っていうのを、どんどん出していただきたいということはお願いしますが、折角いいことをやっても結果的に学生さんや家族に大変なご苦労になる可能性もあるわけです。</p> <p>その辺をどのように審査をして、どのようにお貸しするのか、あるいは県内の山間地域、またはそういうところに行ってくださいということですが、もちろんそれはそのとおりにやる必要があるのですが、ぜひ修学資金を出す場合の審査を、厳格という意味ではなくて、よく考えていただきたいということです。</p> <p>新卒の学生ということもそうですが、長野県の場合には、どちらかといいますと女性の薬剤師が辞めてしまうと復職してこないんですね。</p> <p>これは全国的に見ましたら、長野県の一つの特徴と言えるかもしれませんが、そういう潜在的な薬剤師の皆さんのいわゆる職場復帰ができるような環境作りをするということが、まずは先決問題なのかと思います。</p> <p>そうしますと、薬剤師の年齢の高い方ですけど、それでもやはり、薬剤師の充足という意味合いからしましたら即効性があることで、そういう環境整備というのは、これはぜひとも行政の旗振り役がなければできないと思いますので、こういう時代を迎えまして、女性の薬剤師の環境をやはり整備していただいて、復職できるような場を作ってくださいという、それも是非ともご検討いただければと思います。</p>
議長 (日野会長)	その件につきましてはいかがでしょうか。
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>その件についてですが、13ページに載せてあるんですけども、有資格者ということで、そういう方たちが戻ってこられるような形の研修を行い、不安がないような形にして戻してあげられればということで、もう少しうまくできるような形にしていきながら対応していきたいと思いますので、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。</p>
神澤委員	<p>奨学金には貸与型と返済型がありますが、一番学生から要望があるのは返済に対する支援ではなくて、貸与型で返済を求めませんということを明言できれば、非常に学生としてはありがたい。</p> <p>そうすると返済のことが拭い去られるので、これは財政的にはかなりの負担とかなりのリスクを負うことになっていきますが、薬学部の学生、薬剤師を本当に重要と考えてくれるのであれば、それぐらいのですね、行政で給付型を検討していただければと思います。</p> <p>財政的には負担になりますが。</p>
議長 (日野会長)	<p>そのあたりは検討事項ということでお願いしたいと思います。</p> <p>時間が限られておりますので、最後ご発言いただけなかった方で、もし何か一言ずつでもご発言いただければありがたいなと思うところですが。</p> <p>齋藤委員さんいかがですか。</p>
齋藤委員	<p>長野県歯科医師会の齋藤です。</p> <p>やはり、これから、薬剤師、医師、それから歯科医師、あと歯科の中では歯科衛生士さんが、地域に偏在しているっていうことがすごく重い課題になってきていますので、こういった金銭的なことで援助するというのも一つですけども、行政の方にはやはり先を先を見据えた早めの対応ということをしていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>

発言者	内容
議長 (日野会長)	伊藤委員さん、お願いします。
伊藤委員	潜在的な薬剤師さんのことを把握できていると思うので、どう働くのかということが大事だなと、就職支援を検討されているとのことなのでそこが大切ではないかと思います。
議長 (日野会長)	岩崎委員さん、お願いします。
岩崎委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>昨年も奨学金の関係で発言をさせていただいた記憶がございます。</p> <p>やはり、学生が望むのが、返済が免除されている給付型の奨学金だという声も親御さんからもよく聞きます。</p> <p>奨学金を抱えつつ就職をするという時代になっていて、薬学部の皆様はもっと多い金額を抱えて、新卒として就職している現状があります。</p> <p>であれば、高校生に向けて薬剤師さんを職業として選んでいただくためにも、ちょっと財政負担はあろうかと思えますけれども、ここは、給付型奨学金創設に向けて長野県に思い切ってお判断をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長 (日野会長)	上條委員さん、どうですか。
上條委員	<p>私も偏在ということが大変大きな問題、課題であるということを変更して認識いたしました。</p> <p>是非いろんな柔軟なアイデアを出し合ってくださいね、何とかそこに対処していただけたらありがたいなというように思っております。</p> <p>そういった点をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長 (日野会長)	武藤委員さん、お願いします。
武藤委員	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>介護支援専門員をしており、ここ数年ですね、すごく薬剤師さんの活躍というか、前に出てくる力というのを感じています。</p> <p>ただ、各地域、様々な状況の違いというかそういうのもあって、やはりまだまだ続きがあるようなので、少しまた、そういうところでも連携ということに関して、またこちらの方からも受けられるよっていうことを考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長 (日野会長)	小林委員さん。
小林委員	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>20年前から介護の仕事をしていまして、最近思うのは、やはり先ほどもおっしゃられたとおり、薬剤師さんが家まで来てくれて、お薬を全部入れてくれて、飲み忘れとか、飲み残しが、明らかに少なくなったなっていうのは、現場にいて感じるところです。</p> <p>それも多分そういう審議会の中でも色々な意見があったりして、そういう部分で進んでいるんだなってことを本当に介護士としては思います。</p> <p>まだまだ、なかなかの毎日の中で、例えば、薬のところの日付があたりとか、そういうちょっとしたことでも、うちの利用者さんとかはものすごく助かるというが、理解のきっかけになったりするっていうのもあって、事務レベルではなく現場レベルでも、とても感謝しています。</p> <p>いつもありがとうございます。</p>

発言者	内容
議長 (日野会長)	皆さんからご発言いただき、ありがとうございました。 議事につきまして、その他は特にはないですか。
事務局 (薬事管理課長)	ありません。
議長 (日野会長)	ありがとうございます。 それでは以上で議事を終了いたしまして、議長を退任させていただきます。 円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
事務局 (薬事管理課長)	<p>日野会長様、議事をスムーズにご進行いただきましてありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には長時間にわたり議事のご審議をいただきまして、また、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました事項につきましては、これで全て終了いたしました。 それでは以上をもちまして、令和4年度長野県地方薬事審議会を終了させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>